

登米市住民監査請求取扱要領

令和4年4月27日制定

登米市監査委員事務局

登米市住民監査請求取扱要領

令和4年4月27日制定

(趣旨)

第1条 この要領は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項の規定による住民監査請求（以下「請求」という。）の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(請求の方法)

第2条 請求をしようとする者（以下「請求人」という。）は、登米市職員措置請求書（様式第1号。以下「請求書」という。）に事実証明書を添付して、登米市監査委員（以下「監査委員」という。）に提出しなければならない。

2 前項の規定による請求書の提出は、持参又は郵送により行うものとする。

3 代理人が請求書を持参するときは、請求書本文に請求人が自署するほか、代理人への委任状（様式第2号）を添付するものとする。

(請求書の記載事項等の確認)

第3条 請求書が提出されたときは、登米市監査委員事務局（以下「事務局」という。）において請求書の記載事項及び添付書類について、住民監査請求の受付審査表（様式第3号）等により確認を行い、請求要件に形式的な不備がある場合は補正を求めるものとする。

2 前項の規定による補正は、持参により提出された請求書についてはその場で補正を求めるものとし、その場での補正が困難なもの及び郵送により提出された請求書については請求書の再提出を求めるものとする。

3 事務局は、この条に基づく補正にあっては、請求人の任意で行われるものであることに留意する。

(代表者の選任等)

第4条 事務局は、請求人が複数のときは、その代表者を定めるよう代表者選任届（様式第4号）の提出を求めるものとする。

2 請求人に対する通知等は、代表者を通じて行うものとする。

(請求人への通知)

第5条 請求人への通知文等は、郵送する場合は配達証明書付書留郵便とし、直接請求人に手渡す場合は、受領書（様式第5号）を徴するものとする。

(請求書の受付及び通知)

第6条 事務局は、請求書を受け付けたときは受付印を押印し、その請求書の写し1部を請求人に交付するものとする。

- 2 監査委員は、前項の受付後、直ちに当該請求の要旨を議会及び市長に通知するものとする。
- 3 第3条第2項の再提出が行われた場合は、再提出の日を受付日とする。

(陳述等に関する意向の確認)

第7条 事務局は、請求書を受け付けたときは、請求人に対し、次の各号に掲げる事項について、陳述等に関する意向確認書(様式第6号)により陳述等に関する意向の有無を確認するものとする。

- (1) 法第242条第7項に規定する証拠の提出及び陳述の機会の付与に関すること。
- (2) 法第242条第8項に規定する陳述の聴取の立会いに関すること。
- (3) 第1号に規定する陳述を行う際の立会人以外の傍聴に関すること。

(請求の取下げ)

第8条 請求人は、監査委員の監査の終了前においては、請求を取り下げることができる。

- 2 前項の規定による請求の取下げ(以下「取下げ」という。)は、登米市職員措置請求書取下げ書(様式第7号)により申し出なければならない。
- 3 取下げのあった請求については、初めから請求がなかったものとみなす。
- 4 監査委員は、請求が取下げられたときは、議会及び市長に通知する。

(監査執行上の除斥)

第9条 監査委員は、法第199条の2の規定により、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身上に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については監査できないため、請求の要旨がこれにあたる場合は除斥とする。

(要件審査の補助)

第10条 事務局は、請求書を受け付けたときは、監査委員による要件審査を補助するため、あらかじめ次に掲げる事項について確認を行うものとする。

- (1) 請求人について、法第242条第1項に規定する住民であることの住民票、法人登記簿等による確認
 - (2) 請求の内容審査に係る事実関係
- 2 事務局は、前項の規定による確認において請求人が住民であることが確認できないとき又は事実関係が確認できないときは、請求人に対し、その確認できる書類の提出を求めることができる。

(要件審査)

第11条 監査委員は、住民監査請求の要件審査表(様式第8号)等により請求が法令に定める要件を満たしているかどうかを審査し、要件を満たしていると認めるときは適法な請求として受理の決定をし、要件を満たしていないと認めるときは不適法な請求として却下の決定又は請求人に対し登米市職員措置請求補正通知書(様式第9号)により原則7日以内に補正を求めることができるものとする。通知を受けた請求人は期限までに監査委員に登米市職員措置請求書の補正書(様式

第 10 号)を提出するものとする。

- 2 監査委員は、請求人が前項の規定により補正を行い、要件を満たしたと認められるときは適法な請求として受理の決定をし、期間内に補正を行わず、又は補正したが要件を満たしていると認められないときは不適法な請求として却下の決定をするものとする。
- 3 監査委員は、請求の受理の決定をしたときは、法第 242 条第 1 項の請求に係る市長その他の執行機関又は職員（以下「関係職員等」という。）及び請求人に対し、登米市職員措置請求受理及び監査実施通知書（様式第 11 号）により通知するものとする。
- 4 監査委員は、受理の決定をした請求について、法第 242 条第 4 項に規定する行為の停止（以下「暫定的停止」という。）の適否を審査し、暫定的停止を行うことが適当と認めたときは、合議により暫定的停止の勧告を行うことができる。
- 5 監査委員は、前項の規定による勧告を行う場合は、法第 242 条第 4 項の規定により、理由を付して関係職員等に登米市職員措置請求に係る暫定的停止勧告書（様式第 12 号）により勧告し、勧告の内容を請求人に対して登米市職員措置請求に係る暫定的停止勧告通知書（様式第 13 号）により通知し、かつ、公表しなければならない。
- 6 監査委員は、要件審査の結果、却下の決定をした場合は、その旨を請求人に対して登米市職員措置請求却下通知書（様式第 14 号）により通知し、かつ、公表するものとする。

（監査の実施）

第 12 条 監査委員は、監査の実施にあたり、下記の事項に留意し、監査実施計画を作成する。

（1）監査対象事項の把握

- ① 請求対象となる財務会計行為等は何かを明確にする。
- ② 当該行為等が違法又は不当であるとする理由は何かを明確にする。
- ③ 違法又は不当な事実に対し求める措置は何かを明確にする。
- ④ 監査の対象とすべき関係部局及び監査対象事項を選定する。

（2）着眼点の作成

監査委員は、請求書記載事実の有無、対象の財務会計行為等が違法又は不当であるか否か、当該行為等が違法又は不当である場合にどのような措置を講ずるか等の判断を行うことになる。このため着眼点は、各論点ごとに作成するものとする。

（3）関係人調査又は学識経験者等からの意見聴取

監査委員は、法第 199 条第 8 項の規定に基づく関係人調査又は学識経験者からの意見聴取の可否を判断する。必要と認めた場合は、調査範囲又は意見聴取の内容等について検討するものとする。

（4）監査実施日程表の作成

監査委員は、監査を効率的に実施するために監査実施日程表を作成し、これに基づき計画的に各調査等を進める。日程表に含めるべき事項は、以下のとおりとする。

- ① 請求書の収受
- ② 監査委員の除斥の検討
- ③ 請求書の受理の決定

- ④ 暫定的停止勧告の検討
- ⑤ 監査実施計画の作成
- ⑥ 請求人に対する証拠の提出と陳述の機会の付与
- ⑦ 関係職員陳述
- ⑧ 陳述の立会いの決定
- ⑨ 関係職員調査、関係人調査、学識経験者からの意見聴取その他関連調査
- ⑩ 監査結果の決定
- ⑪ 長等への勧告（以上までを 60 日以内に実施）
- ⑫ 請求人への通知及び公表

2 監査委員は、前項第 3 号の実施にあたり、関係人についての調査等は登米市職員措置請求に係る関係人調査等依頼書（様式第 15 号）により、学識経験を有する者等からの意見聴取は登米市職員措置請求に係る学識経験を有する者等からの意見聴取依頼書（様式第 16 号）により協力を求めるものとする。

（証拠の提出）

第 13 条 法第 242 条第 7 項に規定する証拠の提出は、陳述の日の前日までに行うものとする。

ただし、やむを得ない事情があると監査委員が認めた場合は、この限りでない。

- 2 証拠の提出は、郵送等によることができるものとする。
- 3 証拠の提出は、原則として書面によるものとする。
- 4 請求人の陳述が行われない場合の証拠の提出期限は、請求書の受付の日から 30 日以内とする。

（請求人の陳述）

第 14 条 監査委員は、第 7 条第 1 号に規定する陳述の機会の付与に係る請求人の陳述の日時及び場所を定め、登米市職員措置請求に係る証拠の提出及び陳述に関する通知書（様式第 17 号）を請求人に通知するものとする。あわせて、請求人に登米市職員措置請求に係る陳述の出欠等回答書（様式第 18 号）を請求人に送付し、陳述の出欠等について回答を求めるものとする。

- 2 請求人の陳述は、請求人又は代理人が行うものとする。ただし、代理人が陳述を行う場合は、陳述の日までに監査委員に代理人選任届（様式第 19 号）を提出するものとする。
- 3 監査委員は、請求人が複数の場合には、陳述をする者の数を 3 人以内に制限することができる。この場合において、陳述をする者は請求人が選出するものとする。
- 4 請求人の陳述は、監査委員の指示に従って行うものとする。
- 5 前項の陳述は、請求の要旨を補足するものに限る。
- 6 陳述の時間は、おおむね 40 分以内とする。ただし、陳述をする者が複数の場合にあっては、合計でおおむね 1 時間以内とする。
- 7 監査委員は、陳述人が陳述開始の予定時刻を 20 分経過しても陳述会場に入室しなかった場合には、陳述の機会を放棄したものとみなす。ただし、やむを得ない理由がある場合はこの限りではない。

(関係職員等の立会い)

第 15 条 監査委員は、請求人から陳述の聴取を実施するときは、請求人の希望により関係職員等を立ち合わせることができる。

- 2 前項の規定により立ち会う関係職員等は、監査委員の指示に従わなければならない。
- 3 立ち会う関係職員等は、陳述の内容に対する意見を述べることはできない。
- 4 監査委員は、関係職員等の立会いが請求人の陳述の円滑な陳述の支障になると認めるときは、請求人の立会いを制限し、又は認めないことができる。

(関係職員等の陳述)

第 16 条 監査委員は、監査を実施する場合において、関係職員等から陳述を聴取することができる。

- 2 監査委員は、関係職員等の陳述の日時及び場所を定め、登米市職員措置請求に係る証拠の提出及び陳述に関する通知書又は登米市職員措置請求に係る陳述に関する通知書（様式第 20 号）により関係職員等に通知する。
- 3 監査委員は、監査の対象となる関係職員等が複数の場合は、それらを代表する関係職員等に陳述を行わせることができる。
- 4 関係職員等の陳述は、監査委員の指示に従って行うものとする。
- 5 陳述の時間は、おおむね 40 分以内とする。ただし、関係職員等が複数の場合にあっては、合計でおおむね 1 時間以内とする。

(請求人の立会い)

第 17 条 監査委員は、関係職員等から陳述の聴取を実施するときは、請求人を立ち合わせることができる。

- 2 前項の規定による立会いは、請求人又は代理人が行うものとする。ただし、代理人が立会いを行う場合は、立会いの日までに監査委員に代理人選任届（様式第 19 号）を提出するものとする。
- 3 監査委員は、第 4 条第 1 項の規定による請求人が複数の場合で、全員が立ち会うことができないと認められるときは、立ち合わせる者の人数を 5 人までとすることができる。この場合における立ち合わせる者は、請求人が選出するものとする。
- 4 第 1 項の規定により立ち会う請求人は、監査委員の指示に従わなければならない。
- 5 第 1 項の規定により立ち会う請求人は、陳述の内容に対する意見を述べることはできない。
- 6 監査委員は、請求人の立会いが関係職員等の陳述の円滑な陳述の支障になると認めるときは、請求人の立会いを制限し、又は認めないことができる。

(陳述の中止等)

第 18 条 監査委員は、第 14 条及び第 16 条の規定により陳述をする者が監査委員の指示に従わず、円滑な運営が困難と認めるときは、その者に退場を命ずることができる。

- 2 監査委員は、第 15 条及び前条の規定により立会いをする者が監査委員の指示に従わず、円滑な運営が困難と認めるときは、その者に退場を命ずることができる。

(陳述の傍聴)

第19条 監査委員は、陳述における傍聴を公開又は非公開とすることができる。ただし、個人のプライバシーを侵害するおそれがあるとき、その他陳述の円滑な運営に支障があると認められる場合は、非公開とする。

- 2 陳述の傍聴をする者(請求人のうち陳述を行う予定のないものを含む。以下「傍聴人」という。)の定員は5人以内とする。
- 3 傍聴人は、陳述の5分前までに傍聴人受付簿に必要事項を記入しなければならない。
- 4 傍聴人は、陳述の当日、傍聴人名簿に記載された順に決定する。
- 5 第3項の規定にかかわらず、報道機関に所属する者は、あらかじめ備付けの傍聴人名簿に所属する報道機関の名称及び氏名を記入することにより、取材のための傍聴をすることができる。ただし、監査委員は、会場の状況等によりその数を制限することができる。

(傍聴の禁止)

第20条 次の各号のいずれかに該当する者は、陳述を傍聴することができない。

- (1) 銃器、火薬、凶器その他人に危害を加えるおそれのあるものを携帯している者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 鉢巻き、たすき、腕章、ヘルメット、ゼッケン等を着用し、又は携帯している者
- (4) 旗、のぼり、プラカード、張り紙、ビラの類を携帯している者
- (5) 拡声器、録音機、カメラ、ビデオカメラの類を携帯している者
- (6) その他陳述の運営を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者

(傍聴人の遵守事項)

第21条 傍聴人は、監査委員の指示に従い、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 陳述に対して拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。
- (2) 私語又は飲食をしないこと。
- (3) 所定の傍聴席以外の場所に立ち入らないこと。
- (4) その他陳述会場の秩序を乱し、又は陳述の妨害となるような行為をしないこと。

(傍聴人の退場)

第22条 監査委員は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、傍聴人に退場を命ずることができる。

- (1) 請求人等が陳述を傍聴されることを望まないとき。
- (2) 傍聴人が前条の規定に違反したとき。

(陳述の撮影および録音)

第23条 請求人及び関係職員等が行う陳述の写真、ビデオ等の撮影および録音は、すべて禁止する。ただし、監査委員は、陳述人及び立会人の同意を得た場合において、陳述開始前に限り写真等の撮影を認めるものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、監査委員は、陳述の記録の正確を期するため、事務局職員に陳述の内容を録音機器等により録音させることができる。

(監査結果の決定)

第 24 条 監査委員は、監査を終了したときは、合議により監査結果の決定を行うものとする。

(監査結果の通知及び公表)

第 25 条 監査委員は、監査結果の決定に従い、次のとおり処理するものとする。

- (1) 請求に理由があると認めるときは、議会、関係職員等に対し必要な措置を講ずべきことを登米市職員措置請求監査結果に係る勧告書（様式第 21 号）により勧告するとともに、当該勧告の内容を登米市職員措置請求監査結果に係る勧告に関する実施通知書（様式第 22 号）により請求人に通知し、かつ、公表しなければならない。この場合において、監査委員は当該勧告書の写しを勧告を受けなかった議会、関係職員等に送付するものとする。
- (2) 請求に理由がないと認めるときは、理由を付してその旨を登米市職員措置請求監査結果通知書（様式第 23 号）により請求人に通知し、かつ、公表しなければならない。この場合において、監査委員は当該書面の写しを議会、関係職員等に送付するものとする。

(措置結果の通知及び公表)

第 26 条 監査委員は、前条第 1 項第 1 号の規定による勧告を受けた議会、関係執行機関等から措置結果に関する通知があったときは、請求人に当該通知に係る事項を通知し、かつ、公表しなければならない。

(補則)

第 27 条 住民監査請求に基づく監査の実施手続きは、登米市監査基準及び本要領に定めるところによるほか、全国都市監査委員会の「実務ガイドライン」を準用し、その他必要な事項は監査委員が別に定める。

附則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和 4 年 4 月 27 日から施行する。

(登米市住民監査請求事務処理要領の廃止)

- 2 登米市住民監査請求事務処理要領（平成 19 年 11 月 27 日）は、廃止する。

登米市職員措置請求書

登米市長（委員会若しくは委員又は職員）に関する措置請求の要旨

1 請求の要旨

2 請求者

住所

氏名（※自署）

連絡先（電話番号）

地方自治法第242条第1項の規定により別紙事実証明書を添え必要な措置を請求します。

年 月 日

登米市監査委員 あて

※氏名は自署（視覚障がい者の方が、公職選挙法施行令別表第1に定める点字で自己の氏名を記載することを含む。）してください。

※記入上の注意

「1 請求の要旨」は、次の事項全てについて記載すること。

- ① だれが（請求の対象となる職員）
- ② いつ、どのような財務会計上の行為を行っているのか。
- ③ その行為は、どのような理由で、違法又は不当であるか。
- ④ その行為により、どのような損害が出ているか。
- ⑤ どのような措置を請求するのか。

年 月 日

委 任 状

登米市監査委員 あて

委任者（請求人）住所

氏名（自署）

私は、都合により を代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

委任事項

登米市職員措置請求書及び添付書類の提出に関する一切の件

受任者（代理人）住所

氏名

住民監査請求の受付審査表（形式審査）

受付 年 月 日

住民監査請求の要件		適○、否×
1 請 求 書	(1) 請求書は、地方自治法施行規則第13条に規定する様式（登米市住民監査請求の手引き様式1参照）となっているか。	
	(2) 「表題」は記載されているか。 例：登米市職員措置請求書	
	(3) 「件名」は記載されているか。 例：登米市長に関する措置請求の要旨	
	(4) 「請求の要旨」は記載されているか。 例：①だれが（請求の対象となる職員）②いつ、どのような財務会計上の行為で③その行為はどのような理由で不当で④その行為によりどのような損害が生じて⑤どのような措置を請求するか。	
	(5) 請求人の「住所・氏名」は記載されているか。	
	(6) 「氏名」は自署されているか。	
	(7) 末尾は、「地方自治法第242条第1項の規定により別紙事実証明書を添え必要な措置を要求します。」となっているか。	
	(8) 「請求年月日」は記載されているか。	
	(9) 「宛名」は「登米市監査委員」となっているか。	
2 行為者（職員）の指定	登米市長・〇〇委員会・委員又は職員で、職・氏名の指定があるか。	
3 請 求 者	(1) 登米市の住民であるか。（住民登録の有無を口頭で確認する。）	人
	(2) 請求者の数（請求者が複数の場合は、連絡及び通知等の窓口として代表者を選任してもらう。）	
4 事実証明書	違法または不当とする事実を証する書面が添付されているか。（新聞記事等でもよい。）	
5 請求期間	当該行為があった日又は終わった日から1年以内か。ただし、正当な理由があれば1年以上経過していても可である。なお、公金の賦課・徴収の管理を怠る事実の場合には、請求期間の制限がない。	
6 請求者（代表者）	氏 名 電話番号	
備考・不備があった場合には補正を求めるが、あくまで請求人の任意である。ただし、要件の明白な欠如に係る補正に応じない場合等には、監査委員の合議に基づいて却下する。 ・請求要件のすべてが確認できたら、請求書に受付印を押印し、その写しを請求人に交付する。		

代 表 者 選 任 届

代表者 住 所
氏 名
連絡先

上記の者を代表者として選任しましたので、登米市住民監査請求に係る通知等は、上記代表者を通じて行ってください。

【請求人】

氏名（自署）	住所
	登米市
	登米市
	登米市
	登米市
	登米市
	登米市
	登米市

年 月 日

登米市監査委員 あて

※ 請求人が多数で請求人欄に記載できない場合は、別紙にて提出してください。

受 領 書

登米市監査委員 あて

住所

氏名（自署）

地方自治法第 2 4 2 条の規定による住民監査請求についての下記の通知等を受け取りました。

受領した通知等の件名：

年 月 日（受領時刻 時 分）

陳述等に関する意向確認書

陳述等に関する意向を確認するため、下記の1から3の各項目について、いずれかに○印を記入してください。

1の（1）、（2）のそれぞれの項目について希望しない場合は、証拠の提出、陳述は行わないものと判断し、以降の陳述等に関する通知はいたしません。

2及び3の項目については、監査委員の判断の参考とさせていただきます。

4の項目については、公表の際の参考とさせていただきます。

1 地方自治法第242条第7項に規定する証拠の提出及び陳述の機会の付与に関すること。

監査委員は、請求人に請求の要旨を補足させるため、証拠の提出及び陳述の機会を与えなければならないとされています。

（1）証拠提出の機会の付与を希望しますか。

【 1 希望します ・ 2 希望しません 】

（2）陳述の機会の付与を希望しますか。

【 1 希望します ・ 2 希望しません 】

2 地方自治法第242条第8項に規定する陳述の聴取立会いに関すること。

監査委員は、必要があると認めるときは、請求人又は関係職員等から陳述の聴取を行う場合において、関係職員等又は請求人を立ち合わせることができます。

（1）請求人の陳述を聴取する際に、関係職員等の立会いを希望しますか。

【 1 希望します ・ 2 希望しません 】

（2）関係職員等の陳述を聴取する際に、立会いを希望しますか。

【 1 希望します ・ 2 希望しません 】

3 陳述を行う際の立会人以外の者の傍聴に関すること。

監査委員が立会人以外の者の傍聴を可とした場合、請求人又は関係職員等から陳述の聴取を行う際、関係職員等又は請求人以外の者が傍聴することができます。

（1）請求人の陳述を聴取する際に、立会人以外の傍聴人がいても差し支えありませんか。

【 1 あります ・ 2 ありません 】

4 地方自治法第242条第5項に規定する公表に関すること。

監査委員は、監査結果の内容をホームページで公表します。

（1）請求人の氏名を公表することを希望しますか。

【 1 希望します ・ 2 希望しません 】

年 月 日

登米市監査委員 あて

請求人 住所
 氏名（自署）

様式第 7 号（第 8 条関係）

登米市職員措置請求書取下げ書

年 月 日付で提出しました登米市職員措置請求書を取下げます。

年 月 日

住所

氏名（自署）

登米市監査委員 あて

住民監査請求の要件審査表

（ 年 月 日受付、通知期限 月 日、請求人 他 人）

項目	No.	審査項目	審査の内容及び結果	適・否
形式及び手続	1	請求書の様式（別記1）	行為者の職氏名、請求の要旨、請求者の住所、氏名（自署）、請求年月日及び監査委員名	
	2	請求人の資格	登米市の住民で、法律上の行為能力が認められている限り法人たると個人たるとを問わない	
	3	事実証明書	違法又は不当とする事実を証する書面（様式の定めはなく、新聞の切抜き、写真等でも認められる）	
	4	行為者（職員）の指定	地方公共団体の長、委員会、委員、職員（職氏名を具体的に記載）	
	5	請求期間	当該行為のあった日または終わった日から1年以内	
行為及び結果	6	違法性・不当性	違法・不当とする事実の主張または理由の提示	
	7	具体性・特定性	請求事項を特定できる程度の具体性	
	8	損害発生の可能性	行為の結果としての財産的損害の発生またはその恐れ	
	9	必要な措置の内容	当該行為の防止、是正、損害補てんのいずれの措置を求めているかを明記	
法第242条の請求としての適否（適法要件具備の有無）				

（備考）

- 1 補正が必要な場合は、審査した内容の欄に記入する。
- 2 No.1 及びNo.2 について、住民でないものは却下する。行為能力のないものは却下する。
- 3 No.5 について、1年を経過し正当な理由がない場合は、請求を却下する。
- 4 No.6 について、違法又は不当な行為又は怠る事実でないと容易に判断できる場合は、請求を却下する。
- 5 No.8 について、市に損害が生じない場合は、請求を却下する。

第 号
年 月 日

（請求人） 様

登米市監査委員
登米市監査委員
登米市監査委員

登米市職員措置請求補正通知書

年 月 日付けで提出のあった地方自治法第 242 条第 1 項の規定による住民監査請求
については、下記の事項が不適法なため 年 月 日までに書面で補正するよう求めます。
なお、期限までに補正がないときは、当該請求は却下されることがあります。

記

1 補正趣旨

2 補正箇所

登米市職員措置請求書の補正書

年 月 日に提出した登米市職員措置請求書について、以下のように補正します。
(内容は以下の「枠内に示す例」を参考にするなどして記載してください。)

1 補足説明(例)

(1) 請求書本文〇〇行目「〇〇〇」とは「×××」という意味であり、その詳細は、別紙事実証明書に「△△△」と記載されているとおり。

(2) 請求書本文〇〇行目「〇〇〇円」の内訳は、別紙事実証明書に記載されたとおり。

事実証明書の例

支出日	支出の件名	支出金額	担当部局	備 考

2 修正事項(例)

(1) 請求書本文〇〇行目「〇〇〇」は、「×××」の誤りであり、修正する。

(2) 請求書本文〇〇行目「〇〇〇」は、「△△△△」に改める。

3 その他(例)

請求者

住所

氏名 (自署)

年 月 日

登米市監査委員あて

第 号
年 月 日

(請求人、関係職員等) 様

登米市監査委員
登米市監査委員
登米市監査委員

登米市職員措置請求受理及び監査実施通知書

年 月 日付けで提出された地方自治法第 2 4 2 条第 1 項の規定による住民監査請求については、要件審査の結果、要件を満たしていると認め、適法な請求として下記のとおり受理を決定し、監査を実施しますので通知します。

記

- 1 請求の受理日 年 月 日
- 2 監査の対象事項
- 3 監査期間 年 月 日 から 年 月 日まで
- 4 監査対象部課等

第 号
年 月 日

(関係職員等) 様

登米市監査委員
登米市監査委員
登米市監査委員

登米市職員措置請求に係る暫定的停止勧告書

年 月 日付けで提出のあった地方自治法第 2 4 2 条第 1 項の規定による住民監査請求
については、同条第 4 項の規定により次のとおり勧告する。

(勧告の理由及び内容)

第 号
年 月 日

(請求人) 様

登米市監査委員
登米市監査委員
登米市監査委員

登米市職員措置請求に係る暫定的停止勧告通知書

このことについて、別紙のとおり勧告しましたので、通知します。

第 号
年 月 日

(請求人) 様

登米市監査委員
登米市監査委員
登米市監査委員

登米市職員措置請求却下通知書

年 月 日付けで提出のあった地方自治法第 2 4 2 条第 1 項の規定による住民監査請求については、下記の理由により却下します。

記

1 請求の要旨

2 却下の理由

第 号
年 月 日

(関係人) 様

登米市監査委員
登米市監査委員
登米市監査委員

登米市職員措置請求に係る関係人調査等依頼書

この度、別紙のとおり住民監査請求が提出されました。

つきましては、地方自治法第 199 条第 8 項の規定により、下記のとおり関係人調査等を実施しますので、ご協力の程よろしくお願いします。

記

1 日 時

2 場 所

3 調査事項

4 そ の 他

第 号
年 月 日

(学識経験を有する者等) 様

登米市監査委員
登米市監査委員
登米市監査委員

登米市職員措置請求に係る学識経験を有する者等からの意見聴取依頼書

この度、別紙のとおり住民監査請求が提出されました。

つきましては、地方自治法第 199 条第 8 項の規定により、下記のとおりご意見を賜りたく存じますので、ご協力の程よろしくお願いします。

記

1 日 時

2 場 所

3 聴取事項

第 号
年 月 日

（請求人、関係執行機関等） 様

登米市監査委員
登米市監査委員
登米市監査委員

登米市職員措置請求に係る証拠の提出及び陳述に関する通知書

年 月 日付けで提出のあった地方自治法第 242 条第 1 項の規定による住民監査請求について、同条第 7 項に規定する証拠の提出及び陳述の機会を下記のとおり設けましたので通知します。

また、同条第 8 項に規定する請求人の陳述の聴取又は関係執行機関等の陳述の聴取に係る立会いにつきましても、下記のとおり通知します。

つきましては、別紙回答書を下記期限までに監査委員事務局へご提出ください。

記

1 請求人の証拠の提出

- （1）日時
- （2）場所

2 請求人の陳述

- （1）日時
- （2）場所

3 関係職員等の陳述

- （1）日時
- （2）場所

4 出欠等の回答期限

5 陳述の立会い及び公開について

- （1）請求人の陳述には、関係職員等の立会いを予定しております。
- （2）関係職員等の陳述には、請求人に立ち会っていただく予定です。
- （3）陳述は、公開し、傍聴させることがあります。
- （4）（1）から（3）までに関しては、監査委員の判断により変更になることがあります。

第 号
年 月 日

（請求人） 様

登米市監査委員
登米市監査委員
登米市監査委員

登米市職員措置請求に係る証拠の提出及び陳述に関する通知書

年 月 日付けで提出のあった地方自治法第 242 条第 1 項の規定による住民監査請求について、同条第 7 項に規定する証拠の提出及び陳述の機会を下記のとおり設けましたので通知します。

また、同条第 8 項に規定する請求人の陳述の聴取に係る立会いは、行わないこととします。
つきましては、別紙回答書を下記期限までに監査委員事務局へご提出ください。

記

1 請求人の証拠の提出

- （1）日時
- （2）場所

2 請求人の陳述

- （1）日時
- （2）場所

3 出欠等の回答期限

4 陳述の公開について

陳述は、公開し、傍聴させることがあります。

第 号
年 月 日

登米市監査委員 あて

請求人 住所

氏名（自署）

登米市職員措置請求に係る陳述の出欠等回答書

年 月 日付けで通知のあった陳述の出欠等については、次のとおり回答します。

1 請求人の陳述について

- （1）出席して陳述を行います。
- （2）欠席して陳述は行いません。
- （3）陳述書を提出します。

2 請求人の陳述が公開されることについて（陳述を行う場合における傍聴）

- （1）公開されても構いません。
- （2）公開されることを希望しません。

※ いずれかに○印を記入してください。

代 理 人 選 任 届

代理人 住 所

氏 名

連絡先

上記の者を代理人として選任し、下記の事項を委任します。

記

委任事項

年 月 日に実施される地方自治法第 2 4 2 条第 7 項及び第 8 項の規定による陳述及び立会いに関すること。

年 月 日

請求人 住所

氏名（自署）

登米市監査委員 あて

第 号
年 月 日

（関係職員等） 様

登米市監査委員
登米市監査委員
登米市監査委員

登米市職員措置請求に係る陳述に関する通知書

年 月 日付けで提出のあった地方自治法第 242 条第 1 項の規定による住民監査請求について、同条第 8 項に規定する陳述の聴取は下記のとおりとします。

なお、同条第 8 項に規定する請求人の聴取に係る立会いは、行わないこととします。

記

1 関係職員等の陳述

- （１）日時
- （２）場所

2 陳述の公開について

陳述は、公開し、傍聴させることがあります。

第 号
年 月 日

(議会、関係職員等) 様

登米市監査委員
登米市監査委員
登米市監査委員

登米市職員措置請求監査結果に係る勧告書

年 月 日付けで提出のあった地方自治法第 2 4 2 条第 1 項の規定による住民監査請求について、同条第 5 項の規定により監査を実施し、その結果に基づき、次のとおり勧告する。

なお、この勧告に関して必要な措置を講じたときは、その旨を必ず下記期限までに監査委員に通知してください。

記

1 勧告の理由及び内容

2 必要な措置を行う期限

第 号
年 月 日

(請求人) 様

登米市監査委員
登米市監査委員
登米市監査委員

登米市職員措置請求監査結果に係る勧告に関する実施通知書

年 月 日付けで提出のあった地方自治法第 2 4 2 条第 1 項の規定による住民監査請求
について、別紙のとおり勧告しましたので通知します。

第 号
年 月 日

（請求人） 様

登米市監査委員
登米市監査委員
登米市監査委員

登米市職員措置請求監査結果通知書

年 月 日付けで提出のあった地方自治法第 2 4 2 条第 1 項の規定による住民監査請求について、同条第 5 項の規定により監査を実施しましたので、下記のとおり通知します。

記

1 監査の結果

棄 却 ・ 却 下

2 棄却・却下の理由